

# 仕 様 書

千葉市こてはし温水プールについて、下記のとおり業務委託を行うものとする。

- 1 委託業務名 千葉市こてはし温水プール濾過室・医務室空調設備設置業務委託
- 2 履行場所 千葉市こてはし温水プール（千葉市花見川区三角町750）
- 3 業務概要 千葉市こてはし温水プールにおいて、医務室と濾過室に空調を新設するものである。
- 4 業務内容 空調の設置箇所は別紙図面のとおり
  - (1) 濾過室 (AC-1)  
空調の設置を行うもの。  
【室外機：1台】  
電源：3相 200V 50/60Hz  
冷房能力（最大）：12.5（14.0）kW  
暖房能力（最大）：14.0（16.0）kW  
【室内機：5台】  
冷房能力：2.8(kw)  
暖房能力：3.2(kw)  
付属品：ロングライフフィルター、ドレンポンプ、延長ダクト350φ、  
ダクト用止めバンド（350φ）  
※室内機は、部屋全体を冷やすものではなく、作業場所を冷やすスポット式のものとする。（参考品：DAIKIN MULTI CUBE（同等品以上可））
  - (2) 医務室 (AC-2)  
空調の設置に加え、医務室壁上部にパネルの設置を行うもの。  
ルームエアコン（壁掛け式） 冷房能力3.6kW 1台
- 5 修繕条件 作業日時は施設管理者と協議の上、施設運営に支障とならないように留意すること。
- 6 履行期間 契約締結日の翌日から90日間
- 7 提出書類 着手届、工程表、完了届、完了報告書（現場写真等を含む）、  
発生材が適切に処分されたことが分かる書類（マニフェストの写し等）、  
その他市担当者の指示による書類
- 8 一般事項
  - (1) 受注者は、本委託の履行に当たり、日本国の法令を順守し、本仕様書及び設計図面に定められた項目を確実に履行すること。
  - (2) 本仕様書に明記無き事項は、原則として下記による。
    - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（機械・電気設備工事編）（令和4年版）

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（機械・電気設備工事編）（令和4年版）
  - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（機械・電気設備工事編）（令和4年版）
- (3) 業務の実施にあたって、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、発注者の責任に帰する場合は、受注者がその賠償の責任を負う。
  - (4) 本市では、千葉市環境マネジメントシステム（C-EMS）を運用し、省資源・省エネルギーの推進、3R（発生抑制、再使用、再生利用）活動の推進及びグリーン購入の推進等、環境負荷の軽減に関する取組みを行っている。本委託においても、可能な範囲で、環境に配慮して作業を実施すること。
  - (5) 本仕様書及び契約書に定めがない事項のうち、本委託を行うにあたり必要と思われる事項については受注者の責任で行なうものとし、それ以外は発注者と受注者と協議の上定めるものとする。
  - (6) 委託期間中の安全管理には十分注意すること。
  - (7) 本委託の履行にあたり、施設運営上支障のないよう、施設のスケジュール・要望等を確認し、綿密な施工計画により工程管理を行うこと。
  - (8) 発生材は場外搬出適切処分とする。
  - (9) 本委託の履行に必要な電気及び水は既存施設のものを利用できるものとする。
  - (10) 本委託の履行に必要なとなる官公署その他の関係機関への届出等を行うこと。それらに要する費用、検査立会費用等も受注者の負担とする。

AC-1

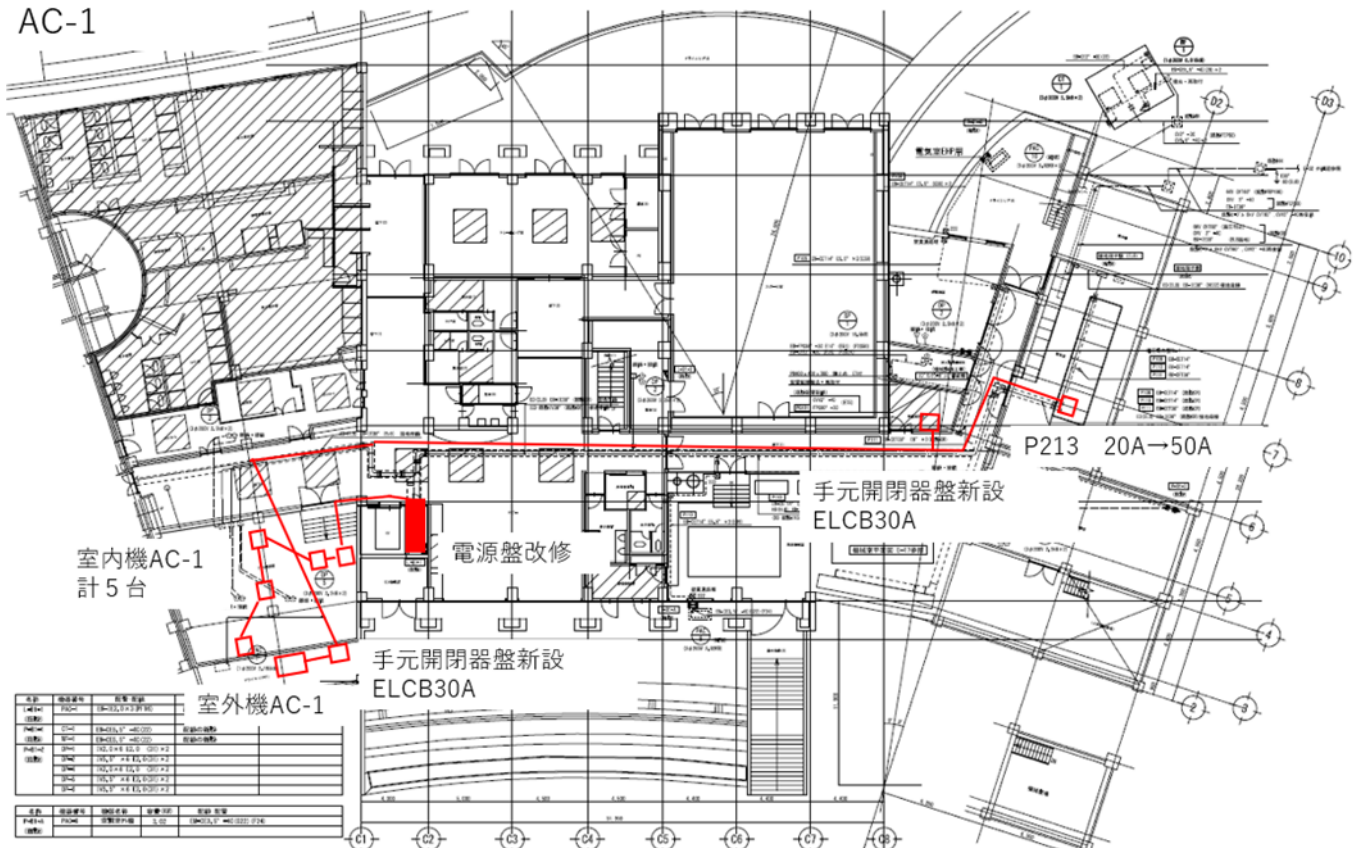


図1、AC-1 ろ過室空調電源

